

改正	平成14年10月21日条例第43号	平成15年3月24日条例第9号
	平成16年12月27日条例第41号	平成17年3月28日条例第11号
	平成19年3月22日条例第6号	平成21年12月17日条例第49号
	平成27年3月19日条例第6号	平成28年3月22日条例第11号
	平成29年3月23日条例第8号	平成29年12月18日条例第50号

長野県情報公開条例をここに公布する。

長野県情報公開条例

長野県公文書公開条例（昭和59年長野県条例第4号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条—第17条）
- 第3章 審査請求等
 - 第1節 諮問等（第17条の2—第20条）
 - 第2節 情報公開審査会（第21条—第28条）
- 第4章 雑則（第29条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（第7条及び第14条第1項において「地方独立行政法人」という。）であつて、県が設立したもの（以下「県立地方独立行政法人」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第15条において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1）公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- （2）図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じ特別の管理がされているもの

一部改正〔平成16年条例41号・21年49号・29年50号〕

（解釈及び運用の方針）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、その情報を適正に使用しな

ればならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をしようとするものの氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、前項の規定による請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下この条及び第16条において「法令等」という。）の規定により、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号のへに規定する指示その他これに類する行為により、公開することができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条及び第14条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名及び公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情

報

- (5) 県並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（イにおいて「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

一部改正〔平成14年条例43号・15年9号・19年6号・21年49号・27年6号・29年8号・29年50号〕

（部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の場合において、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を併せて通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条 前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日から

起算して15日以内になければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、公開請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号のイ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成14年条例43号・21年49号〕

(公文書の公開の実施)

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該公開決定に係る公文書の公開を実施しなければならない。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれが

あると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等との調整)

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わないものとする。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第17条 第15条第2項の規定により公文書の写し等の交付を受けるものは、実費の範囲内において実施機関が定める費用を負担するものとする。

第3章 審査請求等

全部改正〔平成28年条例11号〕

第1節 諮問等

(県立地方独立行政法人に対する審査請求)

第17条の2 県立地方独立行政法人がした公開決定等又は県立地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、県立地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

追加〔平成21年条例49号〕、一部改正〔平成28年条例11号・29年50号〕

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第17条の3 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例11号〕

(審査会への諮問)

第18条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、長野県情報公開審査会に諮問をし、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

一部改正〔平成21年条例49号・28年11号〕

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（第22条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

一部改正〔平成28年条例11号〕

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

一部改正〔平成28年条例11号〕

第2節 情報公開審査会

(情報公開審査会)

第21条 第18条の規定による諮問に応じた審査請求に関する調査審議、第33条第3項の規定により意見を聴かれた事項の審議及び情報公開に関する事項についての建議を行うため、長野県情報公開審

査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、5人の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

一部改正〔平成17年条例11号・28年11号〕

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成28年条例11号〕

（意見の陳述等）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

一部改正〔平成28年条例11号〕

（委員による調査手続）

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

一部改正〔平成28年条例11号〕

（意見書等の送付）

第25条 審査会は、第22条第4項又は第23条第3項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

一部改正〔平成28年条例11号〕

（調査審議手続の非公開）

第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

一部改正〔平成28年条例11号〕

（規則への委任）

第28条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第4章 雑則

(公文書の管理)

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項を定めるとともに、公文書を適正に管理するものとする。

(公開請求のための情報の提供等)

第30条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第31条 知事は、毎年この条例の規定に基づく公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

(情報提供施策の充実)

第32条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第33条 県が出資その他の財政支出を行う法人であって、県の施策と密接な関連を有する事業を実施するものとして実施機関（県立地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）が定めるもの（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にかんがみ、出資法人等の管理する情報の公開に関して、当該出資法人等の性格及び業務内容に応じ必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、出資法人等が行った情報の公開等に対してされた異議の申出等に関して、当該出資法人等から意見を聴かれたときは、必要に応じ審査会の意見を聴いた上で、当該出資法人等に対し、助言するものとする。

一部改正〔平成17年条例11号・21年49号・29年50号〕

(適用除外)

第34条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されない公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(補則)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第36条 第21条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成21年条例49号〕

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定（公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。）及び次項第2号の規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の長野県情報公開条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる実施機関が管理している公文書については、当該各号に定める日以後に作成し、又は取得した公文書に適用する。

(1) 議会 平成11年10月1日

(2) 公安委員会及び警察本部長 平成13年4月1日

(経過措置)

3 改正前の長野県公文書公開条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に従前の長野県公文書公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第21条第4項の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成13年9月30日までとする。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)
- 6 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成14年10月21日条例第43号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の長野県情報公開条例第7条及び第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求(同条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。
附 則(平成15年3月24日条例第9号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。
附 則(平成16年12月27日条例第41号)
この条例は、平成17年1月1日から施行する。
附 則(平成17年3月28日条例第11号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成19年3月22日条例第6号)
この条例は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行の日から施行する。
附 則(平成21年12月17日条例第49号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の長野県個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為又は第2条の規定による改正前の長野県情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「病院機構」という。)が処理することとなる事務に係るものは、第1条の規定による改正後の長野県個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)又は第2条の規定による改正後の長野県情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)の相当規定に基づき病院機構がしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為又は旧情報公開条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において病院機構が処理することとなる事務に係るものは、新個人情報保護条例又は新情報公開条例の相当規定に基づき病院機構に対してされたものとみなす。
附 則(平成27年3月19日条例第6号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成28年3月22日条例第11号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
附 則(平成29年3月23日条例第8号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。(後略)
附 則(平成29年12月18日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の長野県個人情報保護条例（次項において「旧個人情報保護条例」という。）の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為又は第2条の規定による改正前の長野県情報公開条例（次項において「旧情報公開条例」という。）の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において公立大学法人長野県立大学（以下この項及び次項において「長野県立大学」という。）が処理することとなる事務に係るものは、第1条の規定による改正後の長野県個人情報保護条例（次項において「新個人情報保護条例」という。）又は第2条の規定による改正後の長野県情報公開条例（次項において「新情報公開条例」という。）の相当規定に基づき長野県立大学がしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為又は旧情報公開条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において長野県立大学が処理することとなる事務に係るものは、新個人情報保護条例又は新情報公開条例の相当規定に基づき長野県立大学に対してされたものとみなす。